

指定介護予防支援事業所の実地指導について

1 概 要

介護予防支援事業とは、平成 18 年 4 月から施行された改正介護保険法の規定により、要支援 1 又は要支援 2 及び総合事業の事業対象者と判定された方に対して、要介護状態へ移行することを予防する観点から、介護予防ケアマネジメントを行うものです。

この事業は、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が、ケアプラン作成業務を自ら行ったり、居宅介護支援事業所に委託したりするなど、関係機関と協力しながら実施しています。

この事業を実施する市内 13 か所の包括支援センターに対して、適切な運営やより良いサービスを提供できる事業者の育成・支援を念頭において、介護保険制度に関する周知や理解、サービスの質の確保と向上及び不適切な介護報酬請求の防止を目的として、事業者の所在地において関係書類をもとに、市地域包括ケア推進課により実地指導を行っています。

2 指導実績

平成 30 年度は、次の 2 事業所を対象に実地指導を実施しました。

- ・ 日 時 平成 30 年 10 月 24 日（水）13 時 30 分～14 時 50 分
- ・ 事業所名 平塚市地域包括支援センター おおすみ（平成 29 年 4 月新設）
- ・ 指導結果 文書による改善を求める事項なし
（実地指導の際に口頭で指導した事項あり）

- ・ 日 時 平成 30 年 10 月 29 日（月）13 時 30 分～14 時 45 分
- ・ 事業所名 平塚市地域包括支援センター 倉田会
- ・ 指導結果 文書による改善を求める事項なし
（実地指導の際に口頭で指導した事項あり）

具体的な指導ポイント

- ・ 運営規程・重要事項説明書の概要が見やすい所に掲示がされているか。
- ・ ファイル等の個人情報がか鍵のかかる所に保管されているか。
- ・ 個人情報保護のためシュレッダーが用意されているか。
- ・ 相談室が個人情報を守られる個室になっているか。
- ・ 日付、記名等が契約書や同意書、重要事項説明書等でされているか。
- ・ 委託の割合、方針、把握方法等を聞く。
- ・ モニタリングが 1 ヶ月に 1 回記録に残されているか。
- ・ 苦情や事故の対応について、マニュアルや記録を見せてもらう。
- ・ 主治医との連携が取れているか。

主な口頭指導事項

- ・面談室（相談室）に重要事項説明書と運営規程の掲出を行うこと。
- ・サービス利用票において、確認年月日の記入漏れがあった。
- ・介護予防サービス・支援計画表において、支援計画期間の記入漏れがあった。
- ・フリクション・ペンで記入された重要事項説明書があった。

3 今後の実地指導予定

事業所の指定期限が6年間であり、期間内にローテーションにより、各センター原則として1回実地指導を行います。平成28年10月に新設で指定を行った2センター（あさひきた、みなと（指定期限・平成34年9月））と平成29年4月に新設で指定を行った3センター（おおすみ、ふじみ、まつがおか（指定期限・平成35年3月））を除き、他8センターは平成30年4月で指定の更新を行いました。（指定期限・平成36年3月）

平成31年度以降の実地指導は、各年度2又は3事業所において実施いたします。

参考 過去の実地指導経緯

- ・平成21年度 ... 倉田会
- ・平成22年度 ... ゆりのき、サンレジデンス湘南、とよだ
- ・平成23年度 ... あさひ、富士白苑、ひらつかにし、ごてん
- ・平成24年度 ... 倉田会
- ・平成25年度 ... とよだ
- ・平成26年度 ... サンレジデンス湘南、あさひ
- ・平成27年度 ... ゆりのき、ごてん、富士白苑
- ・平成28年度 ... ひらつかにし
- ・平成29年度 ... みなと、あさひきた
- ・平成30年度 ... おおすみ、倉田会

以 上